

## 緑化率の算定について

### 1 緑化面積計算の対象となる施設は以下のとおりです。

#### 1) 樹木

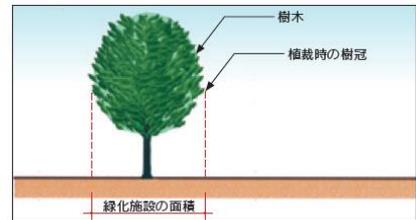
樹冠の水平投影面積を合計します。

水平投影面積が算出しにくい場合は、樹高に応じた「みなし樹冠」を使用します。

※成長時を予定した面積ではなく、植栽時の実際の水平投影面積を計上します。

※樹冠が重なる場合は重複して計上できません。

※2)～6)の緑化施設上に樹木がある場合は、重複を避けるため、1)は計上しないでください。



植栽時の樹高	面積
1m以上2.5m未満	3.8㎡
2.5m以上4m未満	8.0㎡
4m以上	13.8㎡

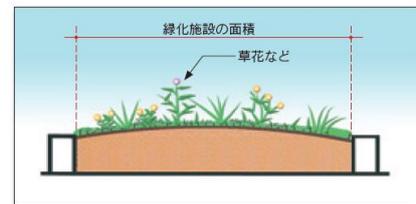
この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限ります。

#### 2) 芝、その他の地被植物

表面が覆われている部分の水平投影面積を合計します。

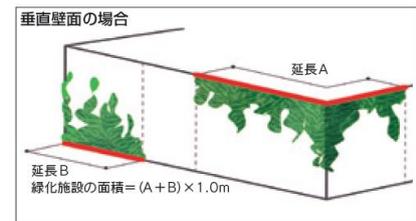
#### 3) 花壇、その他これらに類するもの

植物が生育するための土壌などで覆われている部分の水平投影面積を合計します。



#### 4) 壁面緑化

緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さ×1mとします。



#### 5) 水流、池、その他これらに類するもの

水平投影面積を合計します。

#### 6) 緑化施設として設けられる園路、土留、その他の施設

水平投影面積を合計します。

ただし、1)～3)、5)の合計面積の4分の1を超えることはできません。

※1)～6)を重複して計上することはできません。

### 2 緑化率

$$\text{緑化率 (\%)} = \frac{\text{緑化面積 (m}^2\text{)}}{\text{敷地面積 (m}^2\text{)}} \times 100$$

1)～6)の合計

※荒見町地区計画の区域内では、15%以上の緑地面積が必要となります。

敷地面積が、240㎡の場合

240㎡×15%=36㎡以上の緑地が必要になります。

※これらの面積計算法は、都市緑地法に基づいた一例です。詳細は都市緑地法をご確認ください。